

(ご質問)

真殿坂・敷地内断層に関する保安院回答は

- ① 2011. 8. 11の地小委で東電は逆断層としての真殿坂断層が動いた結果、敷地内断層が生じた旨の説明をしている。これは保安院回答と異なる。
- ② 安全審査もバックチェックは3. 11や湯ノ岳断層が動いた4. 11の福島県浜通りの地震以前のことであり、理由にならない。

よって「規制機関」保安院の回答を理解できない。①、②に対応する形で再回答を求める。

(①の回答)

1. 2011. 8. 11の地小委で東京電力は、電力中央研究所の上田氏の文献に示された断層模型実験結果として、逆断層変位の増加に伴って、その上盤側には引張割れ目が出ていることを説明していますが、上田氏の文献は、真殿坂断層の活動性に言及したものではありません。
2. 東京電力は、当該資料において上田氏の文献を参考に、逆断層を真殿坂断層とみなした場合、上盤側の引張割れ目は、敷地内断層に相当し、敷地内断層は真殿坂断層が活動した場合に活動するものと考えられるとの見解を示しておりますが、これまでも敷地内断層の成因については、地層の褶曲の形成に伴って生じたと評価していました。
3. 当院は、安全審査や耐震バックチェックの審議の過程において、敷地内の褶曲運動、真殿坂断層及び敷地内断層の活動は、後期更新世以降において認められないことを、地形・地質調査等により確認しており、これらの断層は耐震設計上考慮すべき断層ではないと評価しています。

(②の回答)

1. 当院は、今回の地震から得られる知見について、整理しているところですが、原子力発電所等の速やかな耐震安全性確保の観点から、現時点における検討状況や関係機関の調査・研究状況等を踏まえつつ、原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項をとりまとめ、本年1月27日に原子力事業者に対して「内陸地殻内の活断層の連動性の検討」を指示し、2月29日に原子力事業者による検討結果を受領したところです。
2. 当院は、原子力事業者における活断層の連動性に関する検討結果について、専門家の意見を聴取しつつ、厳正に確認するとともに、引き続き、今回の地震に係る検討を行い、今後、原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項の最終的なとりまとめを行い、原子力事業者に対して耐震安全性評価に反映するよう求めてまいります。

(ご質問)

委員会委員の利益相反に関して

保安院が設けた意見聴取会の委員のうちの何人かが、プラントメーカー等から資金を得ていると報じられている。いわゆる利益相反問題である。

こうした問題に対する保安院の基本認識を問う。

- ① 委員がプラントメーカー等から資金援助を受けることに倫理上の問題がある
と考えるが、基準はどうなっているのか。
- ② 葉害等で、委員はメーカーの資金を得た者は除外されると聞かすが、原子力では
どうなっているのか。問題なしとするならその理由は何か。

(回答)

1. 原子力安全・保安院では、原子力規制関係の審議会等の中立性を確保するための内規として、平成21年4月1日に「審議会等の中立性を確保するための要件等について」（以下、内規という。）を定めています。
内規では、外部の専門家に審議会等の委員に就任して頂く場合、過去3年間の企業、団体からの調査研究受託、企業、団体の委員会やシンポジウムへの参加により報酬を得ているか等について、自己申告書の提出を委員就任前に求めており、具体的な事例に則して利益相反に当たらないことを厳格に確認しています。
2. 内規では、利益相反に該当しないと判断するための要件を定めており、例えば、審議対象となっている特定プラントとの関連がある受託テーマを個人的に請け負っている場合については、利益相反に該当すると見なすこととなっています。また、企業、団体の委員会やシンポジウムへの参加による報酬については、あらかじめ定められた社内規程等に基づかず、社会的通念を逸脱するような金銭の授受があった場合、利益相反に該当すると見なすこととなっています。
3. 当院では、上記の利益相反に関する自己申告書に基づく確認に加え、当人の審議会等での発言が公正・中立なものであることを、国民の皆様に御理解頂けるよう、原則、審議会等は公開で行い、議事録も公表しており、こうした対応により、審議会等の中立性は確保されているものと考えています。

経 済 産 業 省

平成 21・03・26 原院第 5 号

審議会等の中立性を確保するための要件等について（内規）を次のように定める。

平成 21 年 4 月 1 日

経済産業省原子力安全・保安院長 薦田 康久

審議会等の中立性を確保するための要件等について（内規）

原子力安全・保安院は、事業者の個別事業案件に関する許認可等の判断を行う際に、原子力安全・保安部会、同部会小委員会及びワーキンググループ（原子炉設置許可申請又は変更許可申請に係る審査等における意見聴取会を含む。以下「審議会等」という。）において外部の有識者（以下「外部有識者」という。）から助言等を得る場合は、審議会等の中立性を適切に確保するため、下記のとおり運用するものとする。

記

1. 個別事業案件に係る活動等の自己申告要請

- (1) 事業者の個別事業案件に関する許認可等の判断を行う際に、その事案を諮問する審議会等において専門的見地からの助言等を行う外部有識者を委員（原則として、専門委員を除く。）として委嘱するときは、当該外部有識者の研究活動、執筆活動等のうち当該個別事業案件に係るもの（以下「関係活動」という。）が、2. (1) に掲げる要件のいずれかに該当するかどうかの自己申告を求めるものとする。
- (2) 関係活動のうち2. (1) に掲げる要件のいずれにも該当しない、又は該当しない可能性があるもの（以下「重要関係活動」という。）については、その概要について必要最小限の範囲（活動の種類、テーマ名、契約形態の別、特定プラントとの関連の有無等）で情報提供を求めるものとする。
- (3) 重要関係活動を行っている外部有識者を当該個別事業案件に係る審議会等の構成委員として指名するときは、必要に応じて上記(2)の情報に加え、重要関係活動のより具体的な内容について情報提供を求めるものとする。

(4) 上記(1)から(3)までの規定に基づく要請に関する具体的手順、様式等は、「総合資源エネルギー調査会ロジマニュアル(原子力安全・保安院 編)」(平成21年4月1日改正)で定める。

2. 利益相反に該当しないと判断するための要件

(1) 関係活動のうち次に掲げる要件のいずれかに該当するものは、審議会等の中立性に影響を与える活動(以下「利益相反」という。)には該当しないと判断するものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する関係活動であっても、当該活動に付随して社会通念を逸脱するような便宜供与等があった場合は、この限りでない。

① シンポジウム・講演会における発表、業界紙への寄稿等であって、あらかじめ定められた規程等に従って行われる企画への参加

② 一般的テーマ又は当該個別事業案件に直接関係しないテーマの調査研究事業における委員会等への参加・助言

③ 一般的テーマ又は当該個別事業案件に直接関係しないテーマの委託事業、請負事業、共同研究等であって当該外部有識者の所属機関が組織として実施するものへの参画

(2) 上記(1)に掲げる要件は、審議会等の中立性に影響を与えないと判断する関係活動の類型であり、これらに該当しない関係活動を直ちに利益相反と判断するものではないことに留意すること。

3. 関係活動に関する自己申告の対象期間

1. (1)に規定する自己申告の対象期間は、原則、委員として委嘱又は指名する年度の3月31日を起算日とする過去3年間とする。

4. 自己申告情報等の取扱

1. (1)から(3)までの規定に基づき取得した情報については、原則、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条各号の規定を適用して保護するものとする。

5. 雑則

この内規に定めるもののほか、審議会等の中立性を確保するため必要な細則は、企画調整課長が別に定める。

附 則

1. この内規は、平成21年4月1日から施行する。

2. 平成21年3月31日までの関係活動については、本則1.の規定に基づく要請は行わないものとする。

3. 前項の規定にかかわらず、この内規の施行の際、現に委員として委嘱又は指名している外部有識者に対しては、必要に応じて、本則1.の規定に基づく要請を行うことができるものとする。

利益相反に該当しないとみなす活動の範囲概念

| 過去の行為の分類 | | 依頼先（外部有識者側） | |
|----------------------------|------------------|----------------|-------|
| | | 組織的行為 | 個人的行為 |
| シンポジウム・講演会等参加、原稿執筆等 | | ○ ^① | |
| 一般的テーマ又は個別事業案件以外のテーマに関する活動 | 委員会参加等 | ○ ^② | |
| | 委託、請負、共同研究、寄附講座等 | ○ ^③ | ×/△ |
| 当該個別事業案件に関する活動 | | ×/△ | |

(注) ○：利益相反に該当しないとみなす行為。①～③は、本文2. (1)の項目に一致。ただし、社会的通念を逸脱するような金銭の授受等があった場合はこの限りではない。

×/△：利益相反に該当する、又はその可能性が高い行為（個々に判断する。）

【要件の適用シミュレーション】

- (ケース1) 事業者が主催するシンポジウムに参加し、あらかじめ定められた社内規程による謝金等を受領した。 → ○^①
- (ケース2) 事業者の委託によりメーカーが実施した他施設の安全評価の調査委員会に参加し、謝金等を受領した。 → ○^②
- (ケース3) 事業者が発注した調査研究の再委託として所属大学が実施した一般的・基礎的調査研究テーマの実施責任者であった。 → ○^③
- (ケース4) 事業者が発注した基礎的調査研究テーマを個人的に請け負った。 → ×/△
- (ケース5) テーマ名に当該個別事業案件名は含まれていないが、当該個別事業案件に特有の技術に関する安全評価に関する調査をメーカーから請け負った。 → ×/△
- (ケース6) 事業者から個人的に当該個別事業案件の安全性評価や審議会等での検討課題に関する相談を受け対応し、謝金等を受領した。 → ×/△

利益相反に関する自己申告書

記載日：平成 年 月 日

原子力安全・保安院長
〇〇 〇〇 殿

(所属及び役職)

(氏名)

印

「審議会等の中立性を確保するための要件等について（内規）」
に基づく自己申告について

- (1) 私の原子力分野及び電力保安分野における過去3か年度間の活動は、「審議会等の中立性を確保するための要件等について（内規）」の2.(1)①から③のいずれかに該当する活動であることを申告します。
- (2) 私の原子力分野及び電力保安分野における過去3か年度間の活動には、「審議会等の中立性を確保するための要件等について（内規）」の2.(1)①から③のいずれかの要件に該当しない、又は該当しない可能性のある活動があることを申告します。

(備考)

- 1 上記のいずれか該当する□にチェックしてください。ただし、平成21年4月1日以降に行った活動に限ります（平成21年3月31日以前に行った活動は、本自己申告の対象とはなりません。）。
- 2 (2)に該当する場合には、別添様式1にその内容をご記入の上、提出ください。
- 3 別添様式2については、現時点で提出の必要はありませんが、(2)に該当する場合には、後日、提出をお願いすることがあります。
- 4 記載日時点で(2)に該当しなくとも、本自己申告日以降に(2)に該当する活動を行った場合には、その時点で改めて本自己申告書及び別添様式1をご記入の上、提出ください。

(様式1)

記載日：平成 年 月 日

企業、団体等に関する活動概要

| | | |
|--------------------------------------|---------------------------------|---|
| (1) シンポジウム・講演会 等への参加や原稿執筆 | 企業、団体等の名称 | |
| | 利益相反に該当する 又は該当する可能性 がある事由 | <input type="checkbox"/> 実施者に規定等がない。 <input type="checkbox"/> 対象者が特定企業に限定される。 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| | 特定プラント等との 関連の有無 | <input type="checkbox"/> 有（〇〇電力株式会社 〇〇〇発電所 〇号機） <input type="checkbox"/> 無 |
| (2) 調査研究事業における 委員会等への参加・助 言 | 企業、団体等の名称 | |
| | 委員会等のテーマ | |
| | 特定プラント等との 関連の有無 | <input type="checkbox"/> 有（〇〇電力株式会社 〇〇〇発電所 〇号機） <input type="checkbox"/> 無 |
| (3) 委託事業、請負事業、 共同研究事業 | 企業、団体等の名称 | |
| | 契約形態 | <input type="checkbox"/> 所属組織 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| | 特定プラント等との 関連の有無 | <input type="checkbox"/> 有（〇〇電力株式会社 〇〇〇発電所 〇号機） <input type="checkbox"/> 無 |
| (4) その他（コンサルタント、 指導等） | 活動の概要 | |
| | 関係する企業、団体 の名称 | |
| | 報酬の有無 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |
| | 特定プラント等との 関連の有無 | <input type="checkbox"/> 有（〇〇電力株式会社 〇〇〇発電所 〇号機） <input type="checkbox"/> 無 |

(様式内に収まらない場合には、別葉に御記載願います。)

(様式2)

記載日：平成 年 月 日

原子力安全・保安院長
〇〇 〇〇 殿

(所属及び役職)

(氏名)

印

企業、団体等に関する活動内容

| | |
|---------------------------------------|-------------------------------|
| 1. 企業、団体等の名称 | |
| 2. 事業のテーマ名 | |
| 3. 活動の内容 | |
| 4. 従事時間について (1年間に当該活動に 従事した総時間) | 年度； 時間 年度； 時間 年度； 時間 |
| 5. 収入について (1年間に従事して得 た総収入額) | 年度； 百万円 年度； 百万円 年度； 百万円 |

(様式内に収まらない場合には、別葉に御記載願います。)